

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

国民年金の『学生納付特例制度』を利用しましょう!!!

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めることになります。

しかし、学生の方は所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合があるため、納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

■対 象

大学等（修学年限1年以上である課程）に在学する20歳以上の方で、ご本人の前年所得が一定額以下である方

■所得の目安

118万円＋{扶養親族等の数×38万円}

■承認期間

4月から翌年3月まで

※お手続きの際には、年金手帳、在学証明書または学生証（写しでも可）、認印をご持参ください。

【問い合わせ先】

二戸年金事務所（☎23-4111）
役場町民生活課（☎46-4734）

ふれあい共食事業等 実施地区新規募集のお知らせ

いつまでも活動的な生活を送ることができるよう、地域の交流の場、学習の場を設けています。平成25年度まで町内12か所で実施していますが、今後、実施を希望する地区を募集します。詳しくは、地域包括支援センターへお問い合わせください。

■実施単位：行政区単位または複数の行政区で合同実施

■実施会場：地区の公民館など

■事業内容：地区公民館等を会場に高齢者の交流を行う

■実施主体：地区協力員などが主体的に運営する

〔地区協力員は、食生活改善推進員、保健推進員、生涯学習推進員、民生委員、公民館長、各町内会役員など〕

■準備するもの：昼食や茶菓程度でもよい

■事業対象：おおむね60歳以上

■実施時間：10:00～13:30（地区により変更可能）

■実施回数：1地区あたり5回まで

※事業実施地区には規定により経費補助あり

■募集期間：4月10日（木）まで

【問い合わせ先】町地域包括支援センター
（ふれあいセンター内☎46-4111）

高齢受給者証が更新されます

現在、70歳から74歳の国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』は平成26年3月31日まで窓口負担割合が1割負担となっておりましたが、引き続き特例措置により1割に据え置かれることになりました。

4月1日より以下の点が変更となるため、新しい高齢受給者証を交付します。

【変更箇所】

■変更前：1部負担金の割合2割
（平成26年3月31日までは1割）

■変更後：1部負担金の割合2割
（75歳到達まで特例措置により1割）

※新しい受給者証は3月下旬に各世帯へ郵送します。4月1日より新しい受給者証をお使いください。また、古い受給者証は3月31日をもって使用できなくなりますので、ハサミなどで細かく切り捨てるか、役場・町民生活課または各出張所までお返しく下さい。

※受給者証の1部負担割合が3割の方は、変更箇所がありませんのでお持ちの受給者証をそのままご使用ください。

【問い合わせ先】町民生活課

町民生活グループ（☎46-4734）

70～74歳の方の 医療費の窓口負担が見直されます

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生日の翌月から医療費の 窓口負担が2割になります

（※各月1日が誕生日の方はその月から）

- 一定の所得がある方はこれまでどおり3割負担です。
- 70歳から2割負担となる方の窓口負担の毎月の上限額は、69歳までと比べて下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

- 医療費窓口負担額は1割のまま変わりません。
- 一定の所得のある方はこれまでどおり3割負担です。
- 窓口負担の毎月の上限額は変わりません。
（平成26年3月2日～4月1日に70歳になる方は、69歳までと比べて上限額が下がります）

町の臨時職員を募集します

○事業名の欄に【緊】と記載している事業は緊急雇用創出事業による募集です

事業内容	消防防災施設設備等点検管理業務【緊】 消防防災施設の点検や管理事務補助（パソコン使用）	公共交通体系震災復興推進事業【緊】 バス利用者実態調査やバス運行に関する資料作成（パソコン使用）	地域農業復興推進事業【緊】 土地利用情報等の資料収集、地域特性にあった農作物導入や6次産業化の推進に関する事務補助	観光と物産復興推進事業【緊】 イベント対応や、観光及び物産振興に関する資料作成（パソコン使用）等の事務補助	地方税等収納率向上復興推進事業【緊】 会計、収納事務及び台帳作成に関する事務補助
募集人員	1名	1名	1名	1名	1名
応募条件	現在失業中で求職活動をしている町内在住の被災求職者（※）（年齢・性別不問）				
雇用期間	平成26年5月～平成27年3月				
賃金	月額5,660円～6,580円通勤距離				
	2km以上の場合は通勤手当が支給されます				
勤務時間	8：30～17：30				
休日	土、日、祝日（行事等により勤務を要する場合あり）				
加入保険	雇用保険、健康保険、厚生年金				
申込期限	4月15日（火）午後5時必着（郵送可）				
試験日	4月23日（水）詳細は別途連絡します				
問い合わせ先	総務課・総務G （☎46－4738）	総務課・企画G （☎46－2111）	産業振興課・農政企画G （☎46－4739）	産業振興課・商工観光G （☎46－4746）	税務会計課・収納G （☎46－4737）

事業内容	復興「希望郷いわて国体」開催推進事業【緊】 施設の維持管理業務・環境整備業務（修繕、清掃、草刈り、芝管理、シバザクラ管理等）	学校給食復興支援事業【緊】 学校給食の配食配膳、食器洗浄等の指導	道路施設等台帳整備復興支援事業【緊】 道路施設等を適正に管理するために台帳を整備する（主にパソコンを使用しデータ化する）	道路・河川などの草刈りを主にした道路維持作業
募集人員	3名	1名	2名	4名
応募条件	・現在失業中で求職活動をしている町内在住の被災求職者（※）（年齢・性別不問）			刈り払い機やチェーンソーを扱える方。（年齢・性別不問）
雇用期間	平成26年5月～11月	平成26年5月～平成27年3月		平成26年5月～平成26年10月
賃金	月額5,660円～6,580円	月額4,245円～4,935円	月額5,660円～6,580円	月額6,300円
	通勤距離2km以上の場合は通勤手当が支給されます			
勤務時間	8：30～17：30	8：15～15：00（6時間勤務）	8：30～17：30	8：30～17：30
休日	原則として土、日、祝日	土、日、祝日、学校の長期休業期間	土、日、祝日	土、日、祝日
加入保険	雇用保険、健康保険、厚生年金			雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
申込期限	4月15日（火）午後5時必着（郵送可）			
試験日	応募者に対し、後日連絡します		4月23日（水）詳細は別途連絡します	
問い合わせ先	教育委員会・生涯学習G （☎46－4744）	教育委員会・教育総務G （☎46－4743）	地域整備課・環境整備G（☎46－4741）	

事業内容	幼稚園運営復興支援事業【緊】			児童の心のケア等 推進事業【緊】 保育園、児童館及び児童クラブ、ピヨピヨ広場等の児童福祉施設で利用者支援、保育補助、関係事務、施設管理等（雇用期間中に勤務地が変更となる場合あり）
	①幼稚園用務 園内外の清掃環境整備、園児の給食補助、遊具の点検、行事の手伝い等	②幼稚園教諭 クラス担当、教育カリキュラム・指導計画の作成、行事の企画等	③保育補助 クラス担任のサポート、預かり保育対応、行事などで使用する物品の作成と行事の手伝い等	
募集人員	1名	1名	2名	7名
応募条件	・現在失業中で求職活動をしている町内在住の被災求職者（※）（年齢・性別不問） ・②幼稚園教諭は幼稚園教諭、保育士資格所有者（①は不要、③は所有者優遇）			・現在失業中で求職活動をしている町内在住の被災求職者（※）（年齢・性別不問）
雇用期間	平成 26 年 5 月～平成 27 年 3 月			
賃金	月額 2,700 円～ 2,950 円	月額 6,580 円～ 8,500 円	月額 4,935 円～ 6,375 円	月額 5,660 円～6,580 円 （保育士資格保有者は 6,580 円～8,500 円）
	通勤距離 2 km 以上の場合は通勤手当が支給されます			
勤務条件	11:00～15:00 （4 時間勤務）	9:45～18:30 （8 時間勤務）	11:45～18:30 （6 時間勤務）	7:30 ～ 18:00 の間で 8 時間勤務 原則として日、祝日、年末年始 月～土のうち 5 日間勤務（シフト制）
	土、日、祝日（行事等により勤務を要する場合あり）			
加入保険	雇用保険	雇用保険、健康保険、厚生年金		
申込期限	4 月 15 日（火）午後 5 時必着（郵送可）			
試験日	応募者に対し、後日連絡します			4 月 23 日（水）詳細は別途連絡します
問い合わせ先	教育委員会・教育総務 G（☎ 4 6 － 4 7 4 3）			健康福祉課・福祉 G（☎ 4 6 － 4 7 3 6）

（※）被災求職者とは、東日本大震災当時、岩手県全域を含む災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた人および当該地域に居住していた求職者

- 申込方法：①ハローワーク二戸（二戸公共職業安定所）に求職者登録し、紹介状の交付を受ける。
②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに担当部署へ提出する。（郵送可）
- 選考方法：個別面接試験

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

春の安全安心まちづくり運動

4月6日（日）～4月15日（火）

4月は、新入学の時期です。子どもへの声かけ事案や無施錠状態での盗難被害率が高くなる時期です。被害者とならないようお互いに注意しあい、安心して明るい地域づくりを進めましょう。

■次のことに注意しましょう。

☆子どもの安全確保

- ・家族内での防犯の話し合い、通学路の確認をしましょう。
- ・地域で子どもの見守り、あいさつや声かけをしましょう。

☆かぎかけの実践

- ・家や車、自転車などにかぎをかけましょう。
- ・少しの時間でもかぎかけを！

☆振り込め詐欺等の被害防止

- ・振り込め詐欺や悪質商法被害にあわないように気をつけましょう。
- ・一人で判断して契約せず、不審に感じたら、すぐに警察署や消費生活の窓口へ連絡を！

春の全国交通安全運動

4月6日（日）～15日（火）

スローガン

「発進は チャイルドシートの 笑顔見て」

新入学期を迎えるにあたり、全国一斉に「春の交全国交通安全運動」が展開されます。また、期間中の4月10日（木）は「交通事故死ゼロを目指す日」となっています。

■次のことに留意して、交通事故防止に心がけましょう。

- ☆子ども・高齢者を見たら減速、徐行をするなど、思いやりのある運転をしましょう。
- ☆自転車の交通ルールの遵守と歩行者に配慮した安全利用に心がけましょう。
- ☆すべての同乗者にシートベルト（子どもにはチャイルドシート）の正しい着用を徹底しましょう。
- ☆飲酒運転の危険性、違法性を認識し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

住所などの異動の際には 手続きをお忘れなく！

春は、就職や進学、転勤など町外への転出や転居など住所の異動が多くなる季節です。住所の異動の際には、次のことに注意し、確実に手続きを済ませましょう。

◇届出人は誰が？

- ・本人または同じ世帯人が手続きを行ってください。（それ以外の方は委任状が必要になります。）

◇手続きに必要なものは？

- ・新しい住所地の地番・アパート名
- ・手続きされる方の本人確認書類（運転免許証、住基カード、保険証など）
- ・印鑑
- ・健康保険証

◇手続きはいつ行えば？

- ・転出される方は、引っ越し日の約2週間前から受け付けています。なるべく引っ越し日までには手続きを済ませましょう。
- ・町内で転居される方は、新しい住所に住み始めた日から14日以内に手続きを済ませましょう。

◇異動の手続きによって・・・

- ・国民健康保険・各種医療受給者証をお持ちの方は変更手続きが必要になります。（該当する場合、保険証や医療受給者証をお持ち下さい）
- ※なお、異動の手続きの受付時間は8：30～16：30になりますので、時間に余裕をもってご来庁ください。

【問い合わせ先】町民生活課
総合窓口グループ（☎46-4735）

◆軽米町福祉タクシー助成券◆

■助成対象となる方

- ①身障手帳1級・2級、療育手帳Aの交付を受けている方
※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外
- ②80歳以上のひとり暮らしの方
※同居世帯員が病院や介護施設等へ6ヶ月以上入院（入所）中のため一人で暮らしている80歳以上の方も対象
※独立して生計を営んでいる場合でも、子や孫等親族と同一家屋又は同一敷地内若しくは隣接敷地に居住している場合は対象外
※申請する際は担当地区の民生委員の証明が必要です。

■助成内容

町内のタクシー会社を利用の際に助成券1枚で、580円まで割引になります。

■交付枚数

1年間あたり24枚（申請月により交付枚数は異なります）

■有効期間

助成券の交付を受けた日から平成27年3月31日まで

■申請に必要なもの（申請書は健康福祉課、各出張所にあります）

- ①に該当する方…印鑑、障害程度を確認できる手帳
- ②に該当する方…印鑑、民生委員の証明

※平成25年度以前から利用している方も申請が必要です。

■申請場所

健康福祉課窓口（軽米町健康ふれあいセンター内）

■受付開始

平成26年4月1日（火）～

【問い合わせ先】健康福祉課・福祉グループ
（ふれあいセンター内☎46-4111）

経営所得安定対策直接支払交付金の 交付申請受付のお知らせ

- 水田転作の申請受付を、3月27日（木）～4月16日（水）まで下記日程により行います。
- ・平成26年産水稻共済細目書異動申告書と併せての受付となります。
 - ・畑作物の数量払を申請する方で、畑地に作付がある場合は、所在地と面積の届出が必要です。
（台帳に前年の畑地データはありません）
 - ・各交付金の対象は、販売を目的とする作物であり、捨て作りや自家用は対象になりません。
事前に販売先との契約が必要で、出荷後に販売伝票の提出が必要です。

月 日	時 間	受付会場	対象行政区
3月27日（木）	9：30～11：30	山内農業構造改善センター	平、中村、和当地、山内大久保、東
	13：30～15：00		貝喰、山内駒木、山口、上・下谷地渡
4月3日（木）	9：30～11：00	増子内農村振興会館	上・下増子内、戸草内
	13：30～15：30	高家生活改善センター	高家、向高家、外川目、苅敷山、西里
4月4日（金）	9：30～11：00	小玉川生活改善センター	屋敷、市野々、小玉川
	13：30～15：30	小軽米生活改善センター	河北、上・下河南、沢田、八木沢
4月7日（月）	9：30～11：00	晴山公民館	高清水、横枕、観音林東・西・南・北、沼
	13：30～14：30	下野場営農研修館	下野場
	15：00～16：00	上野場研修館	上野場
4月8日（火）	9：30～11：30	円子生活改善センター	上円子、蛇口
	13：30～15：30		下円子上・下、板橋、大沢
4月9日（水）	9：30～11：00	上尾田自治公民館	上・下尾田
	13：30～15：30	晴山農業構造改善センター	上・下晴山、早渡、内城
4月10日（木）	9：30～11：00	長倉生活改善センター	長倉、小松
	13：30～15：00	米田農業構造改善センター	蜂ヶ塚、米田、米田大久保
	15：30～16：30	牛ヶ沢自治公民館	牛ヶ沢、民田山
4月11日（金）	9：30～11：00	七ツ役公民館	七ツ役、松ノ脇
	13：30～15：30	笹渡農業構造改善センター	高柳、鶴飼、笹渡、百鳥
4月14日（月）	9：30～11：00	大清水地区活性化センター	大清水、新井田、駒板、東台
	13：30～14：30	竹谷袋公民館	竹谷袋
4月15日（火）	9：30～11：00	上館農業構造改善センター	上館、仲軽米、沢里、岩崎、車門
	13：30～14：30	百目金公民館	百目金
4月16日（水）	9：30～11：30	軽米町農村環境改善センター	上・下新町、蓮台野、門前、桜山、軽米駒木
	13：30～15：00		向川原、荒町、仲町、大町、新大鳥、山田、君成田

- 上記受付日以外の受付は役場産業振興課で行いますが、台帳を持ち出しする割当日以外としてください。
- また、4月18日～4月24日までの間は、農業者が参加する認定方針作成者（集荷業者）に台帳を置き取りまとめを依頼しますので、そちらで届出をお願いします。

- 届出期限
- ・水稻共済異動細目書の届出は平成26年5月15日（木）までです。
 - ・飼料用米に取組む方は、他に書類書類があります。4月16日までに圃場を特定のうえ届け出願います。
 - ・経営所得安定対策直接支払交付金の交付申請の締め切りは6月30日までです。以後は受付できません。

- 届出に持参するもの
- ・印鑑（認印可）
 - ・本人名義の通帳（新規加入申請や名義変更、振込口座の変更の場合）

【問い合わせ先】軽米町農業再生協議会事務局
（産業振興課内 ☎ 4 6 － 4 7 4 0）

KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARU

広報かるまい お知らせ版 その3

軽米町育英奨学生を募集します

町では、平成26年度軽米町育英奨学生を募集します。

募集期間は4月10日（木）～5月9日（金）ですので、希望の方は必要書類等を揃えてお申し込み下さい。

■対象者

優良な生徒であって、経済的理由により修学が困難と認められる方で、高等学校、大学または修学期間1年以上の各種専門学校等に在学し、町内に居住する方の子弟である方

■募集予定人員・貸与月額

区 分	募集人員	貸与月額
大学またはこれと同程度の学校 （短期大学及び各種専門学校等の修学期間1年以上の学校含む）	10人程度	51,000円以内
高等専門学校		30,000円以内
高等学校等		15,000円以内

■提出書類

- ①育英奨学金貸与申請書
- ②家庭状況調書
※①、②の用紙は、教育委員会にあります。
- ③在学証明書または入学が確認できる書類（発行日は平成26年4月1日以降のもの）
- ④家族全員分の住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
- ⑤家族全員の所得証明書
※④、⑤は、町民生活課で取得できます。

■返済について

各種学校を卒業して1年後から、最長15年以内で返済いただきます。（無利子）

【問い合わせ先】教育委員会・教育総務グループ（☎46-4743）

生ごみとプラスチック製容器包装 分別収集実証試験への協力をお願い

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

■プラ容器の収集日が変わります

町では、ごみの減量化を進めるため平成26年4月から平成27年3月まで町内全域で「生ごみ」と「プラスチック製容器包装」の分別収集実証試験を引き続き行います。平成25年度に行われた実証試験と同じ方法で行われますが、プラスチック製容器包装（プラマーク）の収集日が変わります。町民の皆さんのご協力をお願いします。

■収集日

- 生ごみの収集日は「燃えるごみの日」
- プラスチック製容器包装の収集日はカンと同じ日

■プラスチック製容器包装を分別収集する日

収集日	対象地区
第1・3 月曜日	本町、上新町、下新町、新大鳥、新光団地、君成田、緑ヶ丘、早渡、山口、貝喰、山内駒木、山内大久保、上谷地渡、下谷地渡、平、中村、和当地、竹谷袋、東、新井田、大清水、駒板、東台、山田
第1・3 火曜日	仲軽米、沢里、上館、岩崎、車門、戸草内、下増子内、上増子内、上円子、下円子上組下組、板橋、蛇口、大沢、蜂ヶ塚、米田、牛ヶ沢、民田山、米田大久保、河北、上河南、下河南、沢田
第1・3 水曜日	軽米駒木、長倉、下尾田、上尾田、小松、苅敷山、向高家、高家、西里、外川目、下晴山、上晴山、内城、下野場、上野場、高清水、横枕、沼、観音林東西南北
第1・3 木曜日	蓮台野、門前、桜山、荒町、仲町、大町、元屋町、向川原、萩田
第1・3 金曜日	七ツ役、高柳、鶴飼、笹渡、百鳥、松ノ脇、百目金、八木沢、屋敷、市野々、小玉川

※毎月第4週の資源ごみのプラは従来通り「ペットボトル」と「白色トレイ」のみとなります。